

# 貿易証明

本所では、原産地証明書等、海外との貿易の際に必要な各種証明書類を発給しています。

## 1. 申請者登録

貿易関係証明をはじめて受ける方は、所定の書類の提出による登録が必要です。

### ◆提出書類

#### 法人の場合

- ・貿易関係証明に関する書類(所定用紙) ————— 3部
- ・登記事項証明書(3ヶ月以内のもの) ————— 1部
- ・印鑑証明書(3ヶ月以内のもの) ————— 1部

#### 個人の場合

- ・貿易関係証明に関する書類(所定用紙) ————— 3部
- ・印鑑証明及び住民票(3ヶ月以内のもの) ————— 1部
- ・個人事業者であることの証明資料 ————— 1部

#### 登録有効期限

- ・登録日より2年間(更新が必要です)

## 2. 本所にて発給可能な貿易関係証明

- (1) 原産地証明(特定原産地証明書を除く)
- (2) インボイス証明
- (3) サイン証明
- (4) その他の証明

## 3. 手数料等(平成26年4月1日改定)

	会 員	一 般
登録手数料	無料	10,800円(税込み)
証明料	1件につき 1,080円(税込み)	1件につき 2,160円(税込み)
原産地証明用紙代	普通紙 10枚 108円・1冊(100枚綴り) 1,080円	
申請事務マニュアル	1冊 1,080円(税込み)	

## 4. 発給枚数

1件は5部以内(本所用控え含む)です。5部を超える場合は別途、証明料金がかかります。